

京田辺市教育委員会告示第5号

京田辺市中学校昼食等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 京田辺市の中学校昼食等のあり方を検討するため、京田辺市中学校昼食等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校昼食等のあり方に関する事。
- (2) 中学生の食育のあり方に関する事。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 京田辺市小・中学校校長会代表
- (2) 京田辺市小・中学校教頭会代表
- (3) 京田辺市立中学校教諭代表
- (4) 京田辺市PTA連絡協議会代表
- (5) 京田辺市立中学校PTA代表
- (6) 栄養教諭代表
- (7) 教育部長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項の検討が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、京田辺市教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年8月24日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の招集は、教育長が行う。